

第三次滋賀県環境学習推進計画の改定について

1. 第三次滋賀県環境学習推進計画改定の趣旨

滋賀県環境学習推進計画は、滋賀県環境学習の推進に関する条例（平成 16 年 3 月 29 日 滋賀県条例第 28 号）に基づき、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため、策定することとされている。

平成 28 年 3 月に、第三次滋賀県環境学習推進計画（以下、「現行計画」という。）が策定されたが、令和 2 年度末で計画期間が終了することから、現行計画の策定後の環境を取り巻く社会情勢の変化や環境学習の状況をふまえ、令和 3 年 3 月に計画改定を予定。

なお、現行計画は、国の「環境教育等促進法」に基づく都道府県の行動計画として位置付けられている。また、第五次滋賀県環境総合計画の中に位置付けられた計画となっている。

2. 滋賀県環境学習推進計画策定の経緯

- 平成 15 年 10 月 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行
- 平成 16 年 4 月 滋賀県環境学習の推進に関する条例施行
- 平成 16 年 10 月 滋賀県環境学習推進計画の策定
- 平成 20 年 3 月 滋賀県環境学習推進計画の中間見直し
- 平成 23 年 3 月 滋賀県環境学習推進計画（第 2 次）の策定
- 平成 28 年 3 月 第三次滋賀県環境学習推進計画の策定

3. 検討状況および課題の整理

令和元年度 環境審議会に諮問（11 月）、環境企画部会の開催（11 月）、
環境学習等推進協議会の開催（8 月、11 月、2 月）

令和 2 年度 環境企画部会の書面開催（6 月）、環境学習等推進協議会の開催（8 月）

- ・現行計画の改定について、環境学習に関わる各主体の抱える課題の整理を行い、骨子案をもとに素案について検討を進めてきた。

◆環境学習をめぐる課題から求められるもの（P.5）

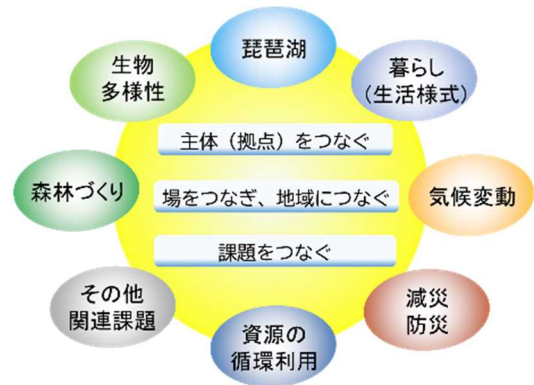
- 1) 原体験として自然に触れ、普段から自然と関わる
- 2) 「地域学習」の中で、人と自然とのつながりに気づく
- 3) 課題同士のつながりに気づき、分野を越えて取り組む
- 4) 人材が育つ環境を整え、活動を支える
- 5) 世界を視野に、琵琶湖の経験を伝え、学びあう

4. 第四次滋賀県環境学習推進計画の素案について（ポイント）

持続可能な社会づくり（SDGs 達成）に向けて、主体的に行動できる人を育てる環境学習を展開する上での基本的な視点として、①遊び、親しみ、「体験する」環境学習、②分野を越えて、「つながる」環境学習、③地球を視野に、「地域から取り組む」環境学習 の 3 つに整理した（P. 9）。素案のポイントは次のとおり。

1. 原体験として自然に触れ、普段から自然と関わることを課題に挙げ（P. 5）、施策例として、令和2年度から開始した「しが自然保育認定制度」（P. 27）を通じた自然保育に取り組む団体への支援や情報発信の充実を明記（P. 18）。

2. 重点的に取り組む課題に「多面的な機能をもつ森林づくり」を新たに追加し、「木育」などにより、森林と私たちの関係や森林の価値を理解し行動できる人育ての推進を明記（P. 23）。



3. “しがCO2 ネットゼロ”ムーブメントを踏まえた脱炭素社会づくり（P. 21）や、プラスチックごみや食品ロスの削減等による循環型社会づくり（P. 22）など、分野を越えて課題と課題のつながりを意識した環境学習の推進を明記（P. 23, 24）。

4. 世界を視野に、琵琶湖の経験を伝え、学びあうことを課題に挙げ（P. 6）、施策例に国際的な交流機会での情報交換や環境学習に関する協力を追加（P. 19）。

5. 近年相次ぐ自然災害や新型コロナウイルス感染症による社会への影響を踏まえ、人と人、人と自然といった「いのち」のつながりや私たちの暮らしを支える地域の大切さを明記（P. 8）。施策例ではリモート環境での環境学習の推進を追加（P. 18）。

その他、各主体に求められる展開方向で活動例に関連してコラムを追加（P. 11～15）。

5. 今後のスケジュール

令和2年9月	滋賀県環境審議会環境企画部会 開催（素案について）
10月	環境・農水常任委員会報告
10月	滋賀県環境学習等推進協議会 開催（答申案について）
11月	滋賀県環境審議会環境企画部会 開催（答申案について）
12月	環境・農水常任委員会報告
～1月	パブリックコメント実施
令和3年1月	滋賀県環境学習等推進協議会に最終報告
2月	滋賀県環境審議会環境企画部会に最終報告
3月	環境・農水常任委員会報告
	「第四次滋賀県環境学習推進計画」策定